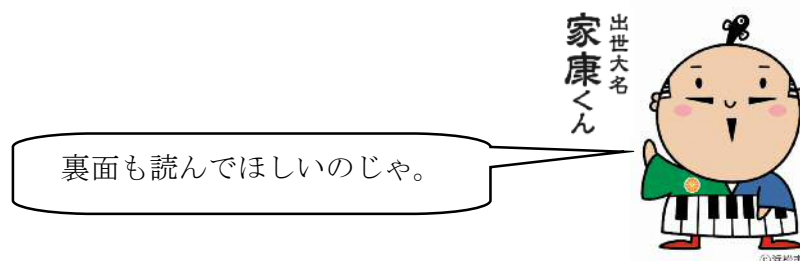


みんなでつくろう 放課後の子供たちの居場所

浜松市では、市民協働による放課後の子供たちの居場所づくりを支援しています。

	浜松市放課後子供たちの 居場所づくり事業	浜松市放課後子供教室 (児童会未開設型) 推進事業
運営団体	市民活動団体	社会教育関係団体等（浜松市から業務委託）
対象	市内 <u>全地域</u> の全児童（主に小学生）	中山間地域・放課後児童会未開設地域の児童（主に小学生）
開設日数 (平日に限る)	放課後や長期休業期間において、おおむね週1回以上の実施を原則とします。 開設日数は <u>運営団体が決定</u> します。	放課後や長期休業期間において、おおむね週2回以上の実施を原則とします。 開設日数は <u>運営団体が決定</u> します。
開設時間	<u>運営団体が決定</u> します。	平日は <u>放課後～午後5時</u> 、長期休業期間は午前9時～午後5時を原則とします。
開設場所	安全・安心な居場所となる施設（建物）を <u>運営団体に確保</u> していただきます。	安全・安心な居場所となる施設（建物）を <u>運営団体に確保</u> していただきます。
運営 スタッフ等	<u>運営団体にスタッフを確保</u> していただきます。	<u>運営団体にスタッフを確保</u> していただき、スタッフの中からコーディネーター、協働活動支援員、協働活動サポーターを配置して運営します。
その他	◎実施時に申請書の提出が必要です。その際、規約等、団体の内容を明らかにものを提出してください。 ◎登録児童はおおむね10名以上とします。 ◎保険への加入をしてください。 ◎事業完了後に実績報告書（添付書類を含む）を提出していただき、その後、奨励金を交付します。	◎実施時に申請書の提出が必要です。その際、規約等、団体の内容を明らかにするものを提出してください。 ◎登録児童はおおむね10名以上とします。 ◎保険への加入をしてください。 ◎事業完了後に実績報告書（添付書類を含む）を提出していただきます。 ◎委託料は、申請により前払いも可能です。

申請書提出先	学校教育部教育総務課（提出時期は実施する前年度3月末まで） ※新規開設を検討される場合は、前年度の7月末までに御相談ください。
問い合わせ先	《中央福祉事業所・社会福祉課》 中央区役所 457-2488 東行政センター 424-0175 西行政センター 597-1157 南行政センター 425-1463
	《浜名福祉事業所・社会福祉課》 浜名区役所 585-1121 北行政センター 523-2893
	《天竜福祉事業所・社会福祉課》 922-0023
	《教育総務課》 457-2401
ホームページ	トップ→くらし手続き→市民活動→社会参加→みんなでつくろう放課後の子供たちの居場所 ※申請書もダウンロードできます。



放課後の子供たちの居場所づくりに関する 質問にお答えするのじゃ。

出世大名
家康くん



事業の目的は何ですか？

○「地域の子供は地域で育てる」を合言葉に安全・安心な子供の居場所を提供し、子供たちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進したり、自発的、主体的に環境づくりを推進する団体を支援したりするのが目的です。

○「放課後子供たちの居場所づくり事業」は市内の全地域の児童を対象にします。地域において自発的・主体的に安全・安心な子供の居場所を提供する活動を継続して実施した団体には事業完了後に奨励金を交付（予定）する事業です。

○「放課後子供教室推進事業」は中山間地域（天竜区と浜名区の一部）と児童会未開設地域の児童を対象にします。地域住民の参画を得て勉強や外遊び、文化活動を行う社会教育関係団体等に、市が委託（予定）する事業です。

「放課後子供たちの居場所づくり事業」と「放課後子供教室推進事業」の違いは何ですか？

「放課後児童会（学童保育）」とは、どこが違うのですか？

○ 保護者が仕事で家にいるかどうか関係なく、すべての児童（主に小学生）が利用できることが違う点です。

- 「放課後子供たちの居場所づくり事業」は、地域において子供の健全育成に寄与する市民活動（コミュニティ活動、ボランティア活動、NPO活動等）を行う団体を運営団体とすることができます。
- 「放課後子供教室推進事業」は、社会教育関係団体等が運営団体の対象とすることができます。
- どちらの場合も、申請の際に団体の内容を明らかにするための書類等を提出していただきます。

どのような団体が運営団体になれますか？

事業を行う際に、どのような手続きが必要ですか？

○まずは、地域の住民の方たちが申請するところからです。
申請書等は教育総務課で配布しています。ホームページからもダウンロードできます。

ご興味がある場合、まずは教育総務課（Tel457-2401）までお問い合わせください。